

「建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定（案）」
に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和8年1月29日（木曜日）から令和8年2月27日（金曜日）

2 意見募集結果

(1) 意見提出件数 5件（意見提出者数 2名）

(2) 意見区分

意見区分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	1件
2 その他	4件
合 計	5件

(3) 意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 規則等に反映させたもの	0件
B 意見の趣旨がすでに規則等に盛り込まれているもの	0件
C 今後の取組において参考にするもの	0件
D 規則等に反映できないもの	1件
E その他	4件
合 計	5件

番号	意見区分	意見要旨	対応区分	県の考え方
1	2	<p>法改正主旨に沿って（イ）住宅系用途は対象規模が拡大されたが、それ以外の用途規模を（ア）で限定したことから、従前の告示では対象であった3階または500平方メートル以上の倉庫、自動車修理工場等（火災荷重が大きな建築物）または事務所等は対象から除外されたと解して宜しいか。</p> <p>またそれらを対象外とした事由は何か。</p>	E	<p>今回の改正告示では、3階または500平方メートル以上の倉庫、自動車修理工場等（火災荷重が大きな建築物）または事務所等は対象から除外しています。</p> <p>その理由は、当該建築物においては、工事監理者による適切な工事監理により、適法性が担保され、施工中の違反が発生する恐れが少ないと判断したためです。</p>
2	2	<p>基礎配筋検査が除外され、中規模以上の建築物における建方工事の中間検査時に基礎は書面検査のみで法適合判断することになるが支障無いか。</p>	E	<p>基礎の配筋検査において、工事監理者による適切な工事監理により、適法性が担保され、施工中の違反が発生する恐れが少ないため、建方工事時の検査に集約します。</p> <p>また、政令市除く県内特定行政庁の取扱いと同じ扱いにすることで、確実な受検を促します。</p>
3	1	<p>適用は着工日或いは確認済証交付日とすべきではないか。（条例改正の崖条文適用は確認済みであったとしても着工日と解される）</p> <p>また施行日以後に計画変更するのは旧告示による、とされているが着工の有無に係わらず旧告示適用となるのも不合理ではないか。</p>	D	<p>これまでも告示の適用は、確認申請日及び計画通知日（以下、「申請日等」という。）としています。</p> <p>これは、審査中に中間検査の要否や特定工程の数の変更、手数料や手続きの手戻りが生じないようにするためです。</p> <p>なお、申請日等の具体的な運用は各機関・特定行政庁の規定等によるものとなりますので、必要に応じて申請される機関等にご確認ください。</p>
4	2	<p>「2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの」とあるが、例えば1階が鉄筋コンクリート造で2階及び3階が木造（在来軸組工法）で木造部分（在来軸組工法）の床面積の合計が最大の場合、特定工程は「屋根工事の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事」という判断でよろしいでしょうか？</p>	E	<p>貴見のとおりです。</p>
5	2	<p>「施行日以後に当該建築物の計画を変更するものは旧告示によるものとする。」とあるが、計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更についても旧告示によるものと判断してよろしいでしょうか？</p>	E	<p>貴見のとおりです。</p>